ウェルビーイングの概念と憲法 13 条との関係について

委員 大塚 直

地域循環共生圏も個人の Well Being を目標としているともいえるが、Well Being を論じる際に、 憲法 13 条を根拠として主張されることがある。Well Being を環境政策の究極目標とする際にも、 憲法 13 条の幸福(happiness)追求権との関係について検討しておく必要がある(以下は、比較的 読みやすい書物として、渋谷秀樹=赤坂正浩『憲法1』(有斐閣)から紹介する)。

- (1) 憲法 13 条前段の「個人の尊重」の「個人」についてどのような人間像(人間としての共通性) を読み取るかに関して、憲法学説上 2 つの立場が分かれている。第 1 は、人間としての共通性を、自分の人生を自分で切り開いていく意思と判断力を持った理性的存在であることに見出す。個人の尊重は人格(人間の本質)の尊重であるとする(人格説)。第 2 は、憲法が尊重しようとしているのは「ありのままの人間」であり、その人間の共通点は「自己愛に満ち、自己愛を最大化する存在」という点にあるとする。この見解は、13 条前段を、自己愛をもつ生身の個人の「個性」を尊重するように政府に求める規定だとみる(個性説)。この見解は、利己心を人間一般の本性とみなして、13 条前段は利己主義を排除していないと考える。
- (2) 憲法 13 条後段の「幸福追求権」について、そこから独自の具体的権利が導き出せるとする立場が通説判例である。では、13 条後段の幸福追求権規定によってどのような行為や状態が独自に保護されていると見るべきか。これについては、13 条前段の「個人の尊重」における「個人」についての2つの説の対立に対応して、「人格的利益説」と「一般的自由説」に分かれる。「人格的利益説」は 13 条後段の幸福追求権を「個人の人格的生存に不可欠な利益」であるとする。例えば、茶髪・ピアスのような髪形やファッションの選択は幸福追求権の行使とは言えないとする(もっとも、この例が現在も適切かは明らかではない)。これに対し、「一般的行為自由」の立場は、各人の個性・アイデンティティを維持発展させるのに必要な行為・状態で、個別人権規定ではカバーされていないものは幸福追求権によって広く保護されるとする。

「一般的行為自由」の見解の中にも「無限定説」と「限定説」がある。殺人や窃盗など自然犯といわれる他者に対する明白な加害行為は、「限定説」によればそもそも幸福追求権によって保護されない。これに対し、「無限定説」では一応保護対象に含まれるとしたうえで、法律による規制に必要性や合理性があるかを検討するという 2 段構えの考察をする(これ以外に「プロセス的権利説」があるが、省略する)。 渋谷=赤坂『憲法 1』では、「一般的行為自由説」の「限定説」を採用している。

このように、一口に「幸福追求の権利」といっても、そこに規範的な何らかの限定を加える立場 (人格説・人格的利益説)と、人生にとって何が「善」かの判断主体はあくまで各人だとする立場 (個性説・一般的行為自由説)があり、前者はその限定の加え方にバリエーションがあるということ である。政府の文書で Well Being に触れる際には、憲法学上このような議論があることを踏まえて検討する必要がある。

具体的には、個人の Well Being を環境政策の目標とする際には、環境基本計画では、(他者や環境との関係を重視する)人格説(や人格的利益説)を採用するのが適当であると考えられるが、 Well Being に個性説(や一般的行為自由説)が主張するような利己的な要素が含まれることを否定することはできず、この概念をどう捉えるかは人によって考え方が分かれるため、あまり Well Being の個人性を強調しすぎるときは足許を掬われることにならないよう注意してほしい。

元来、憲法 29 条 3 項における財産権の行使(WBの一種)は、公共の福祉の範囲で認められているが、環境政策はその公共の福祉の一種として、財産権行使の制約要因とされてきた。もちろん、汚染や CO2 を排出する財産権行使に対立するのは、公共の福祉だけでなく、(住民や市民の)人格権であり財産権であり、これらもWBの一種である。環境政策はそれらのために行っているという関係に立つ。このように、WBの追求は最終的な目標といえる一方、様々な形で顕れることに留意が必要となる。